

令和2年8月31日  
記者発表資料

# 県はメディア3社と協定を締結し、コロナ禍で停滞したコミュニティ活動の再生・活性化を図ります！

神奈川県と株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社タウンニュース社、株式会社ドットライフは本日、別添のとおり「コミュニティ再生・活性化に関する連携協定」を締結しましたのでお知らせします。

## 1 経緯

新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くのコミュニティが活動を休止せざるを得ない状況となりました。また、コミュニケーションの機会が減ったことで、心身のストレスが増加し、健康状態の悪化が懸念されています。

こうした中、オンラインでの活動をはじめなど、With コロナ時代の新しいコミュニティ活動のあり方を模索する動きも見られています。

そこで、テレビ、地域情報紙、ウェブといった媒体と連携し、このような新しい活動などを広く紹介し、他の活動団体の方にも参考としていただくことで、コミュニティの再生・活性化を図ることといたしました。

## 2 協定内容について

県と3社は、協定の締結を機に、次の取組みについて連携・協力を進めます。

### (1) 地域活動の紹介を通じたコミュニティの再生・活性化に関すること

3社が自社媒体で、地域における活動の取組事例やキーパーソンを取り上げることで、コロナ禍においても工夫しながら活動する団体を紹介するとともに、他の団体が活動する上での参考としていただきます。

### (2) 地域団体等の活動事例の共有に関すること

3社の取材や県の取組みの中で蓄積された活動事例に関する情報を相互に共有することで、コミュニティ間のネットワークづくりや、地域課題解決のヒントにつなげます。

### (3) その他社会的課題の解決に資する取組みに関すること

(添付資料)

神奈川県と株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社タウンニュース社、株式会社ドットライフとのコミュニティ再生・活性化に関する連携協定

### 3 各社の具体的な取組について

#### (1) 株式会社ジェイコム湘南・神奈川

- ・情報番組「ジモト応援！ つながる News」での事例の紹介
- ・上記事例を集めた特別番組の制作

#### (2) 株式会社タウンニュース社

- ・タウンニュース紙面上での事例の紹介
- ・ウェブ版でのコミュニティ関連記事の「まとめページ」の設置

#### (3) 株式会社ドットライフ

- ・ウェブサービス「another life」での県内キーパーソンを紹介
- ・県内キーパーソンの体験や考え方を学べるオンラインイベントの開催

### 問合せ先

---

神奈川県政策局未来創生課

課長

コミュニティ活性化グループ

杉山

電話 045-285-0379

藏並

電話 045-285-0711

神奈川県と株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社タウンニュース社、  
株式会社ドットライフとのコミュニティ再生・活性化に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム湘南・神奈川（以下「乙」という。）、株式会社タウンニュース社（以下「丙」という。）、株式会社ドットライフ（以下「丁」という。）は、神奈川県におけるコミュニティの再生・活性化に関する取組みの一層の推進を図るため、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙及び丁は、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、コミュニティの再生・活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活動の紹介を通じたコミュニティの再生・活性化に関すること
- (2) 地域団体等の活動事例の共有に関すること
- (3) その他社会的課題の解決に資する取組みに関すること

2 前項各号に定める事項を推進するため、甲、乙、丙及び丁は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲、乙、丙及び丁は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、協定内容の変更を申出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から起算して2年間とする。ただし、協定による有効期間満了の日の30日前までに、4者のいずれからも解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日から2年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、協定に基づく活動において、他の当事者から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に当該他の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、4者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月31日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治(自署)

乙 神奈川県横須賀市平成町1-1  
株式会社ジェイコム湘南・神奈川  
代表取締役社長 國分 孝夫(自署)

丙 神奈川県横浜市青葉区荏田西2-1-3  
株式会社タウンニュース社  
代表取締役 宇山 知成(自署)

丁 東京都目黒区下目黒2-18-3 目黒第1花谷ビル506  
株式会社ドットライフ  
代表取締役CEO 新條 隼人(自署)